

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第42号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(香川県立自然公園条例の一部改正)

第1条 香川県立自然公園条例(平成2年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを<u>目的とする一般社団法人又は一般財団法人</u>、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体(以下「管理団体」という。)</u>として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(指定)</p> <p>第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを<u>目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人</u>、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体(以下「管理団体」という。)</u>として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p>

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立登記完了の届出書)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(社員の表決に係る情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p>第3条の2 <u>法第14条の7第3項に規定する条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。</u></p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(設立登記完了の届出書)</p> <p>第3条 法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第4条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定める様式による届出書により行わなければならない。</p>

(事業報告書その他の書類の提出及び閲覧)

第8条 略

2・3 略

4 略

(1) 設立又は合併の登記が完了した場合 当該設立又は合併の認証に係る定款、当該設立又は合併の登記に関する書類の写し及び法第14条の成立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録

(2) 略

5 略

(解散の届出)

第10条 略

(清算人の就任の届出)

第11条 法第31条の8の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第12条 略

(清算終了の届出)

第13条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

(合併の認証の申請等)

2・3 略

(事業報告書その他の書類の提出及び閲覧)

第8条 略

2・3 略

4 特定非営利活動法人は、法第29条第2項の規定による閲覧に供するため、第2項に規定するほか、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 設立又は合併の登記が完了した場合 当該設立又は合併の認証に係る定款、当該設立又は合併の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録

(2) 略

5 略

(解散の届出)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第11条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(合併の認証の申請等)

第14条 略
2・3 略

第15条 略

第12条 法第34条第4項の申請書の様式は、規則で定める。
2・3 略

第13条 略

(清算人の就職の届出)

第14条 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、規則で定める様式による届出書に、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行わなければならない。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>事</th><th>務</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～39</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>40</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>(1)～(12)</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(13)</td><td>法第54条の3の規定による届出の受理</td><td></td></tr></tbody></table>	事	務	市 町	1～39	略		40	略	略	(1)～(12)	略		(13)	法第54条の3の規定による届出の受理		<table border="1"><thead><tr><th>事</th><th>務</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～39</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>40</td><td>商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその地区とする商工会に係るものを除く。） (1)～(12) 略 (13) 法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の規定による届出の受理</td><td>高松市 丸 亀市 観音 寺市 さぬ き市 東か がわ市 三 豊市 各町 （多度津町</td></tr></tbody></table>	事	務	市 町	1～39	略		40	商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその地区とする商工会に係るものを除く。） (1)～(12) 略 (13) 法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の規定による届出の受理	高松市 丸 亀市 観音 寺市 さぬ き市 東か がわ市 三 豊市 各町 （多度津町
事	務	市 町																							
1～39	略																								
40	略	略																							
(1)～(12)	略																								
(13)	法第54条の3の規定による届出の受理																								
事	務	市 町																							
1～39	略																								
40	商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその地区とする商工会に係るものを除く。） (1)～(12) 略 (13) 法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の規定による届出の受理	高松市 丸 亀市 観音 寺市 さぬ き市 東か がわ市 三 豊市 各町 （多度津町																							

41～55 略

41～55 略

を除く。)

(職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>公益的法人等への派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">職員の公益法人等への派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>公益法人等への派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(香川県職員定数条例の一部改正)

2 香川県職員定数条例(昭和24年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>(平成13年香川県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣される職員</p> <p>(4) 略</p>	<p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第3条 前条第1項に掲げる職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>(平成13年香川県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣される職員</p> <p>(4) 略</p>

(香川県警察職員定数条例の一部改正)

- 3 香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(派遣職員等の定数) 第3条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される職員 (4) 略	(派遣職員等の定数) 第3条 前条第1項及び第2項に規定する職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される職員 (4) 略

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号） (4)～(9) 略	(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1)・(2) 略 (3) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u> （平成13年香川県条例第47号） (4)～(9) 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)

第2条 略

2 略

(1)～(4) 略

(5) 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

(6) 略

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

(5) 職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

(6) 略